

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則	
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課)	1
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	3
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (法制文書課)	3

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第6号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表政策局の項中「研究法人室 北海道150年事業室」を「研究法人室」に改め、同表森林環境局の項中「全国育樹祭準備室」を「全国育樹祭推進室」に改める。

第6条第3項の表市町村課の項を削る。

第7条第3項の総合政策部政策局北海道150年事業室の事項を削り、同項の水産林務部森林環境局全国育樹祭準備室の事項中「水産林務部森林環境局全国育樹祭準備室」を「水産林務部森林環境局全国育樹祭推進室」に改める。

第9条の7第2項を削る。

第14条の3の農業経営課の事項第14号中「農業災害補償」を「農業保険」に改める。

第14条の4の農村計画課の事項第5号を削り、第6号を第5号とし、同条の農地整備課の事項第1号中「、畑地及び草地」を「及び畑地」に改め、同事項に次の1号を加える。

(3) 草地の整備に係る農業農村整備事業の計画及び実施に関する事。

第14条の4の農村整備課の事項第1号を次のように改める。

(1) 中山間地域総合整備事業等の実施に関する事。

第14条の4の農村整備課の事項第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第40条の2第1項の環境生活課の事項第15号中「取締り」を「適正化」に改める。

第40条の5第4項の表留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所の項中「こと」の次に「（道路に関するものを除く。）」を加え、同項の前に次のように加える。

空知総合振興局札幌建設管理部事業室事業課	空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事。
	空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事（公園及び下水道に関する事に限る。）。
	空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事。
空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所	空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事。
空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所	空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事（治水に関するものを除く。）。
渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課	渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事（道路に関する事に限る。）。
	渡島総合振興局函館建設管理部八雲出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事（漁港に関するものを除く。）。
渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所	渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事。
留萌振興局留萌建設管理部事業室事業課	留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事（道路に関する事に限る。）。
	留萌振興局留萌建設管理部遠別出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事（道路に関する事に限る。）。

別表第1の9の表空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所の項及び空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所の項中「施設保全室」を削り、同表後志総合振興局小樽建設管理部共

和出張所の項中

	共和町
--	-----

 を

施設保全室	共和町
-------	-----

 に改め、同

表渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所の項中「施設保全室」を削る。

別表第9局、室（課に置く室を除く。）及び課の項の次に次のように加える。

局、室（課に置く室を除く。）、課及	総括主査	上司の命を受け、当該組織内外との連絡調整等に関する事務を処理する。
-------------------	------	-----------------------------------

びセンター

別表第9中

総合政策部	交通企画監	上司の命を受け、交通施策、物流施策及び空港港湾整備の推進に関する事務（空港運営に係る施策の推進に関する事務を除く。）に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
-------	-------	--

を

総合政策部	地域振興監	上司の命を受け、地域創生及び地域振興の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	交通企画監	上司の命を受け、交通施策、物流施策及び空港港湾整備の推進に関する事務（空港運営に係る施策の推進に関する事務を除く。）に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

に改め、同表水産林務部水産局水産振興課の項の次に次のように加える。

水産林務部林務局林業木材課	主任普及指導員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、主査の指導等に関する事務に従事する。
---------------	---------	---

別表第10の(1)の事項の表東京事務所の課の項を削る。

別表第11の(1)の事項の表中「及び十勝総合振興局の」を削り、同表東京事務所の課の項中「担当課長」を「参事」に改め、「課の主管に属する」及び「（東京事務所長が別に定めるものに限る。）」を削り、同表精神保健福祉センターの部の項の次に次のように加える。

総合振興局等の総務課札幌道税事務所税務管理部課税第一課	人材育成専門員	上司の命を受け、職員の人材育成の事務に従事する。
-----------------------------	---------	--------------------------

別表第11の(1)の事項の表中

総合振興局等の保健環境部保健行政室企画総務課及び保健環境部地域保健室企画総務課

を

総合振興局等の保健環境部保健行政室企画総務課及び保健環境部地

に改める。

十勝総合振興局保健環境部社会福祉課

域保健室企画総務課

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和元年6月1日から施行し、附則第4項の規定による改正後の北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）別表第1の規定（同表第8号に係る部分に限る。）は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁の室及び課の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁の室及び課の相当の職員となるものとする。

総合政策部地域振興局市町村課市町村財政健全化支援室	総合政策部地域振興局市町村課
農政部農村振興局農村計画課（草地計画グループの職員に限る。）	農政部農村振興局農地整備課
水産林務部森林環境局全国育樹祭準備室	水産林務部森林環境局全国育樹祭推進室

3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。

空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所施設保全室主査	空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所主査
空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所施設保全室主査	空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所主査
渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所施設保全室主査	渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所主査
留萌振興局産業振興部農村振興課主査（農村整備に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	留萌振興局産業振興部農村振興課農村整備係長

(北海道職員倫理規則の一部改正)

4 北海道職員倫理規則の一部を次のように改正する。

別表第1中第26号を第28号とし、第7号から第25号までを2号ずつ繰り下げ、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

8 アイヌ政策監

別表第1中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

